

平成16年度子ども読書活動推進アンケート調査結果の概要

1 調査の概要について

(1) 小学生への読書アンケート

- ア アンケート対象…市内小学校 52 校の 1 年生～6 年生
- イ アンケート内容…家庭・学校図書館・図書館等での読書活動の現状
- ウ 実施時期…平成 16 年 6 月
- エ 実施方法…図書館から全小学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級を対象に実施。クラス全員を対象に実施。
- オ 回収結果…1,451 人（在籍人数 1,455 人） 回収率：99.7%

(2) 中学生への読書アンケート

- ア アンケート対象…市内中学校 23 校の 1 年生～3 年生
- イ アンケート内容…家庭・学校図書館・図書館等での読書活動の現状
- ウ 実施時期…平成 16 年 6 月
- エ 実施方法…図書館から全中学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級を対象に実施。クラス全員を対象に実施。
- オ 回収結果…744 人（在籍人数 757 人） 回収率：98.3%

(3) 高校生への読書アンケート

- ア アンケート対象…市内高等学校 6 校（抽出）の 1 年生～2 年生
- イ アンケート内容…家庭・学校図書館・図書館等での読書活動の現状
- ウ 実施時期…平成 16 年 9 月
- エ 実施方法…図書館から 6 高校に依頼し、クラス全員を対象に実施。
- オ 回収結果…230 人（在籍人数 230 人） 回収率：100%

(4) 保護者への読書アンケート

- ア アンケート対象…（1）（2）の小中学校の児童生徒の保護者
- イ アンケート内容…家庭・図書館等での読書活動の現状
- ウ 実施時期…平成 16 年 6 月
- エ 実施方法…（1）（2）の小中学校の児童生徒の保護者に同時に依頼
- オ 回収結果…合計：小中学校の保護者 2,048 人（依頼対象人数 2,212 人）
回収率：92.7%

小学校児童の保護者 1,372 人 (対象人数 1,455 人) 回収率 94.3%	中学校生徒の保護者 676 人 (対象人数 757 人) 回収率 89.3%
-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------

2 豊橋市の子ども読書活動の現状について

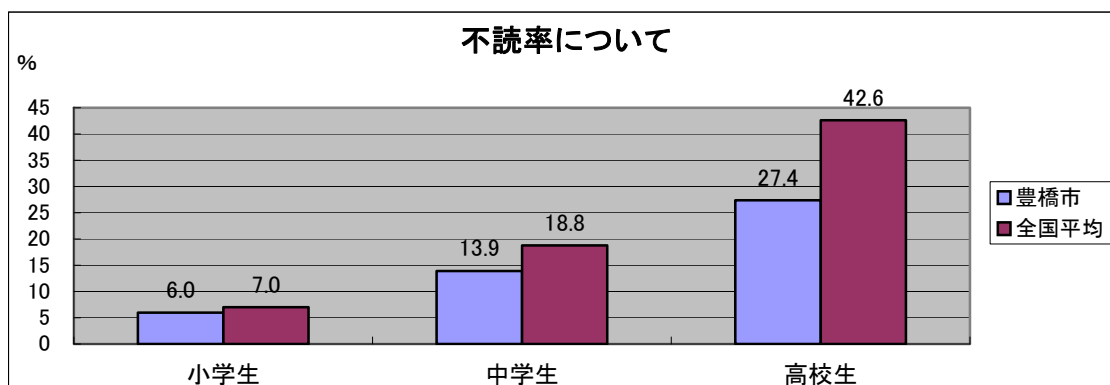
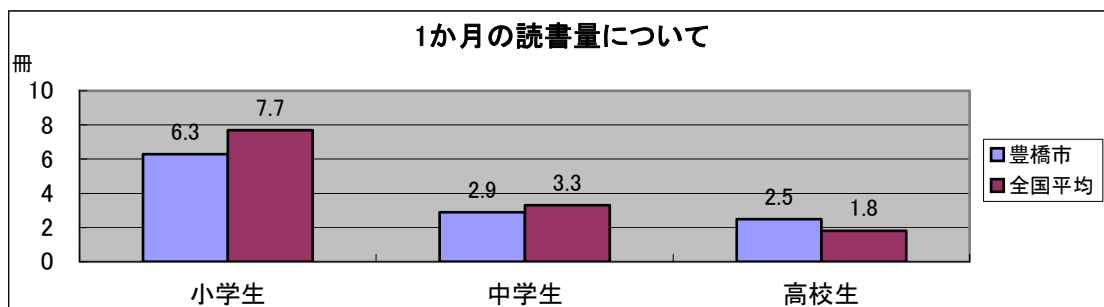
全国的な読書調査は、毎年6月に実施している全国学校図書館協議会、毎日新聞社によるものがあり、この調査は、小学生から高校生までの全国的な読書量や1か月間に1冊も本を読まなかった割合(不読率)などの他、読書傾向がわかるものです。

豊橋市での全市的な読書調査は、今回が初めてであり、平成16年6月に小学1年生から中学3年生まで、そして平成16年9月に高校生についての読書状況を調査しました。この2つの読書調査について比較しますと、本市の子どもの読書状況は、全国の平均と比べ、1か月間に本を全く読まなかった小学生、中学生、高校生とも下回っており、読書量においては小学生・中学生が少し低く、高校生では上回っている状況にあります。

小学生、中学生、高校生というように年齢が上がるにつれて、1か月の読書量は減少し、不読率が高くなる傾向は、全国的なものと同じ傾向となっています。

項目	区分	豊橋市	全国平均
1か月の読書量	小学生	6.3冊	7.7冊
	中学生	2.9冊	3.3冊
	高校生	2.5冊	1.8冊
不読率(1か月間1冊も本を読まなかった割合)	小学生	6.0%	7.0%
	中学生	13.9%	18.8%
	高校生	27.4%	42.6%

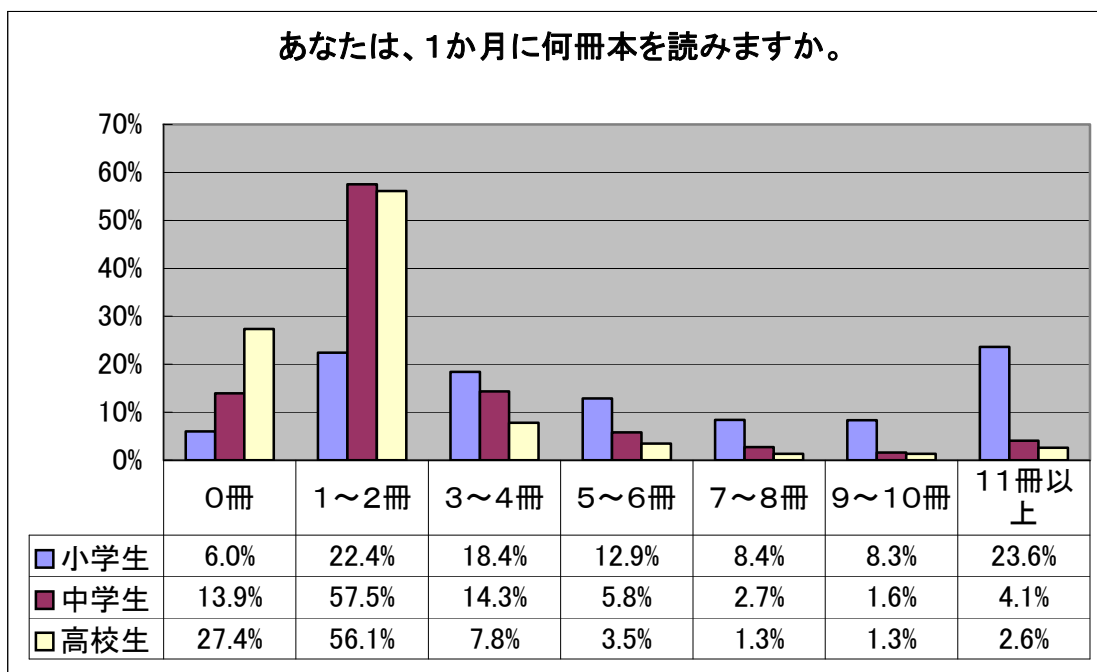
平成16年度本市調査「子ども読書活動推進アンケート調査」、第50回学校読書調査(平成16年度)＜全国学校図書館協議会、毎日新聞社＞による



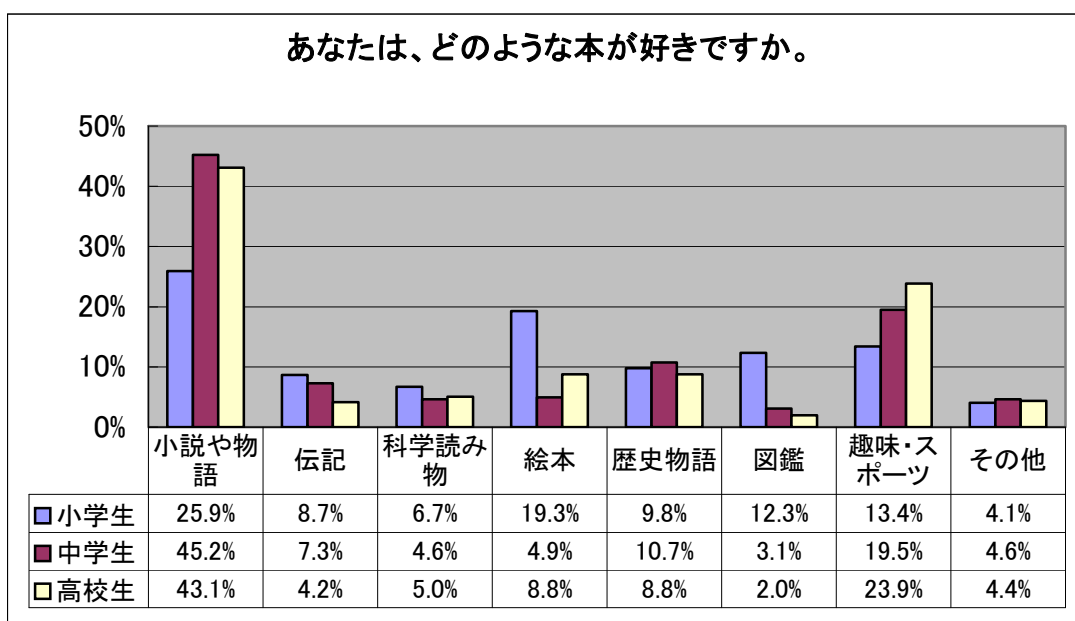
3 児童・生徒へのアンケート結果について

(1) 読書状況について

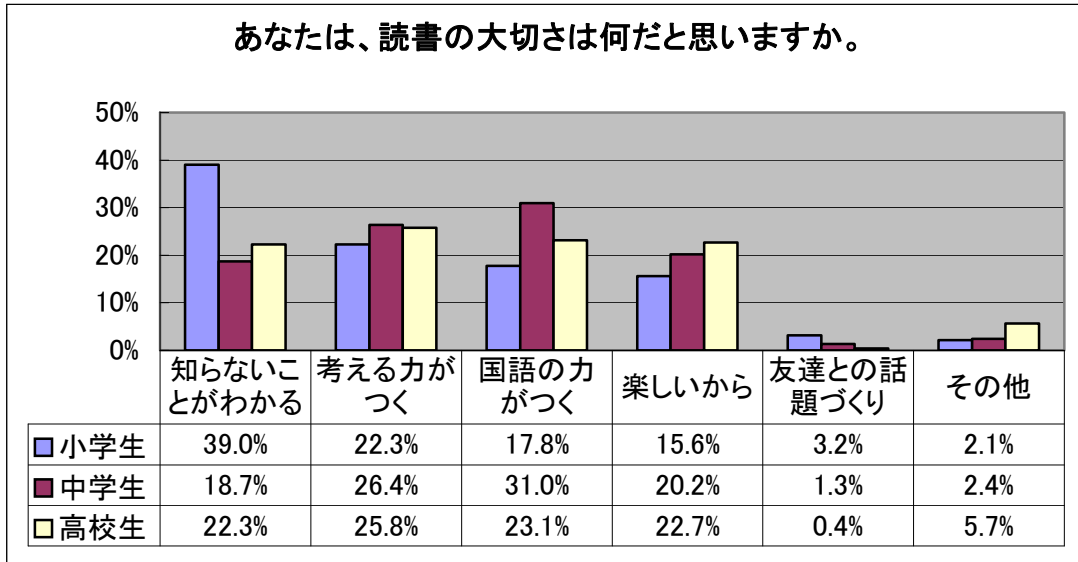
ア 読書状況（1か月の読書量）について（冊数）



イ 読書の内容（好きな本の内容）について

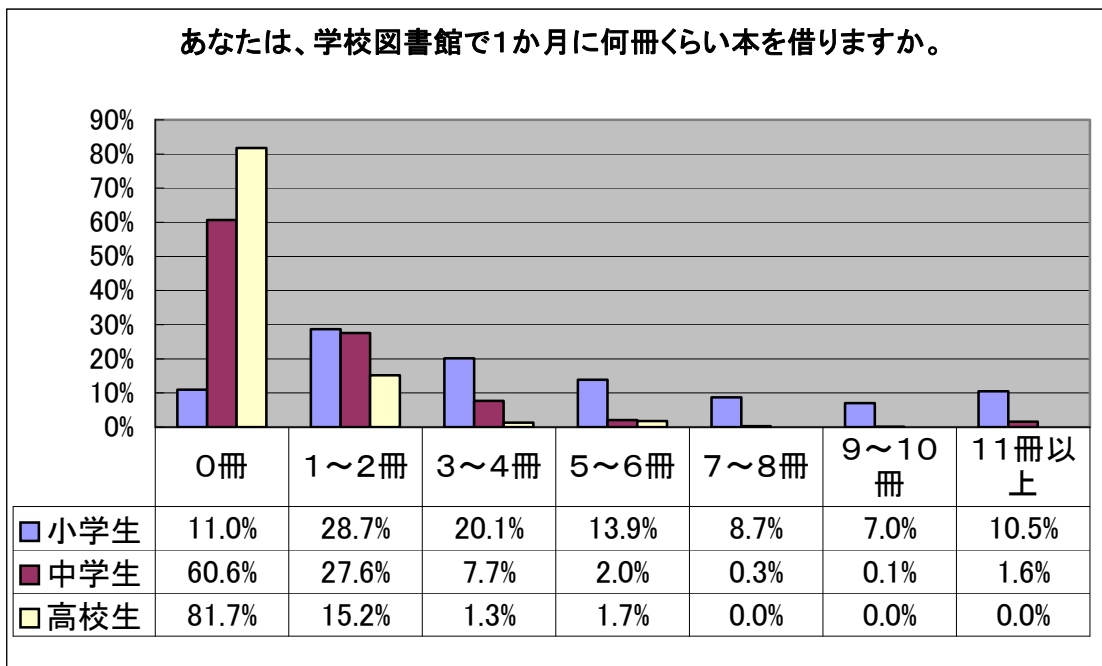


ウ 読書の大切さについて



(2) 読書の利用状況について

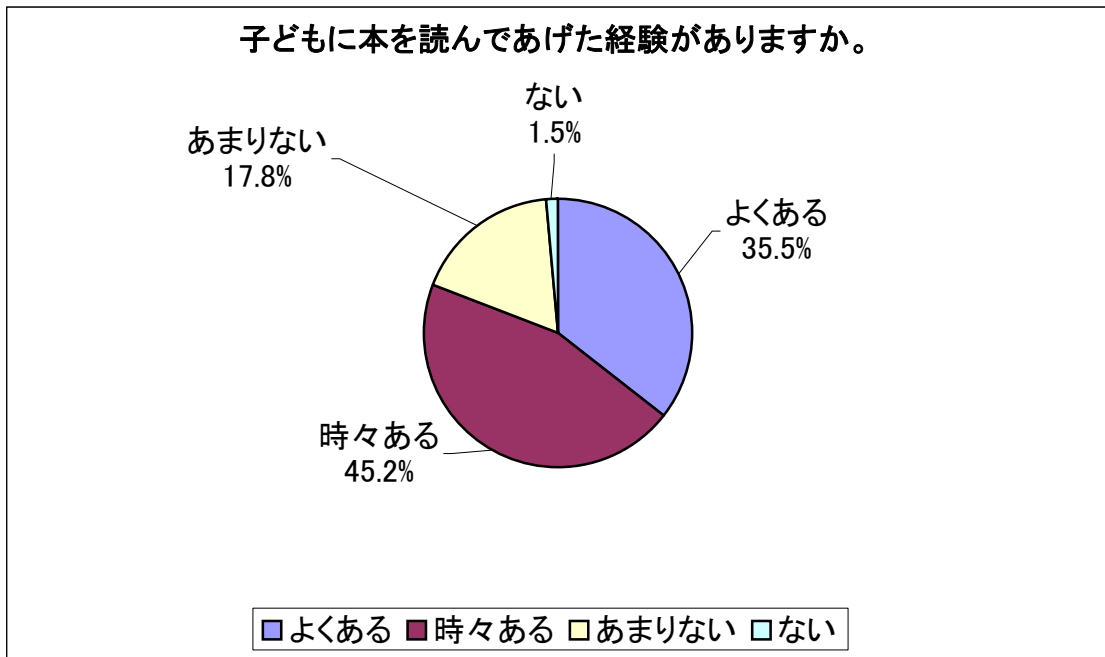
ア 学校図書館での利用状況について（冊数）



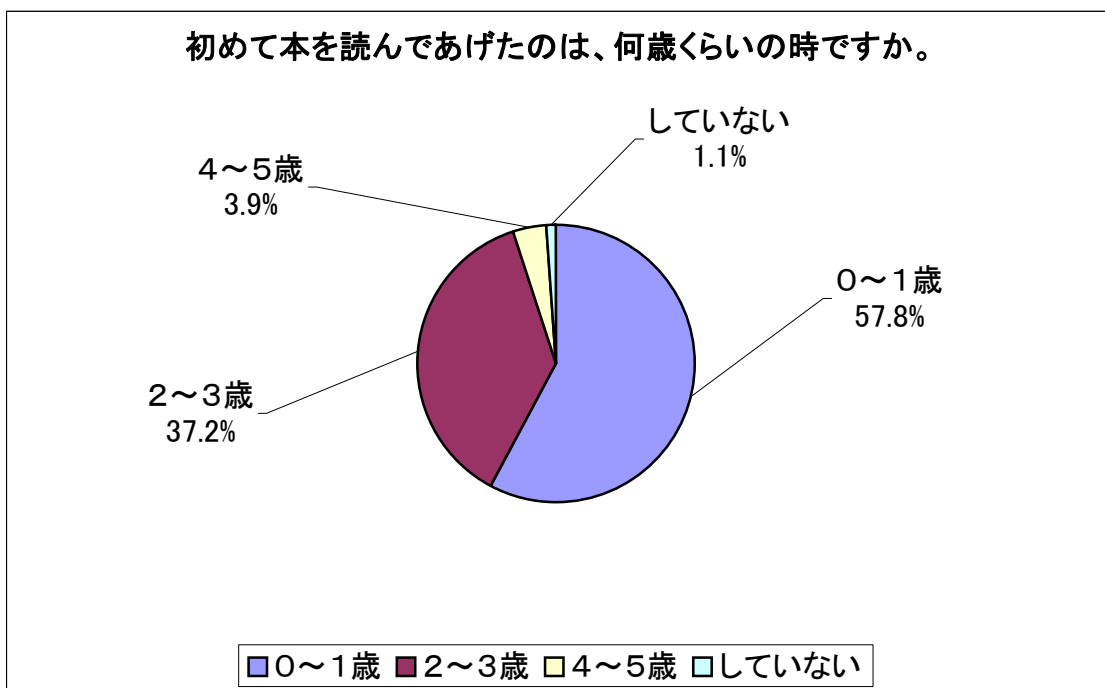
4 保護者（小・中学校の児童生徒）へのアンケート結果について

(1) 読み聞かせについて

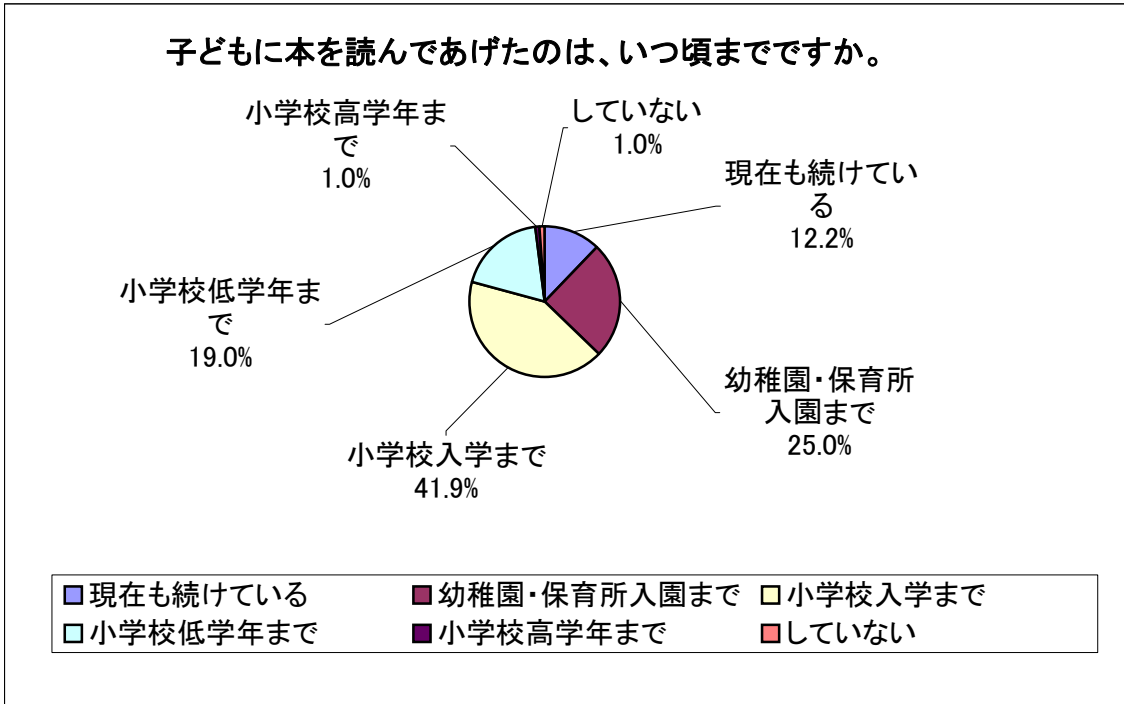
ア 読み聞かせの経験について



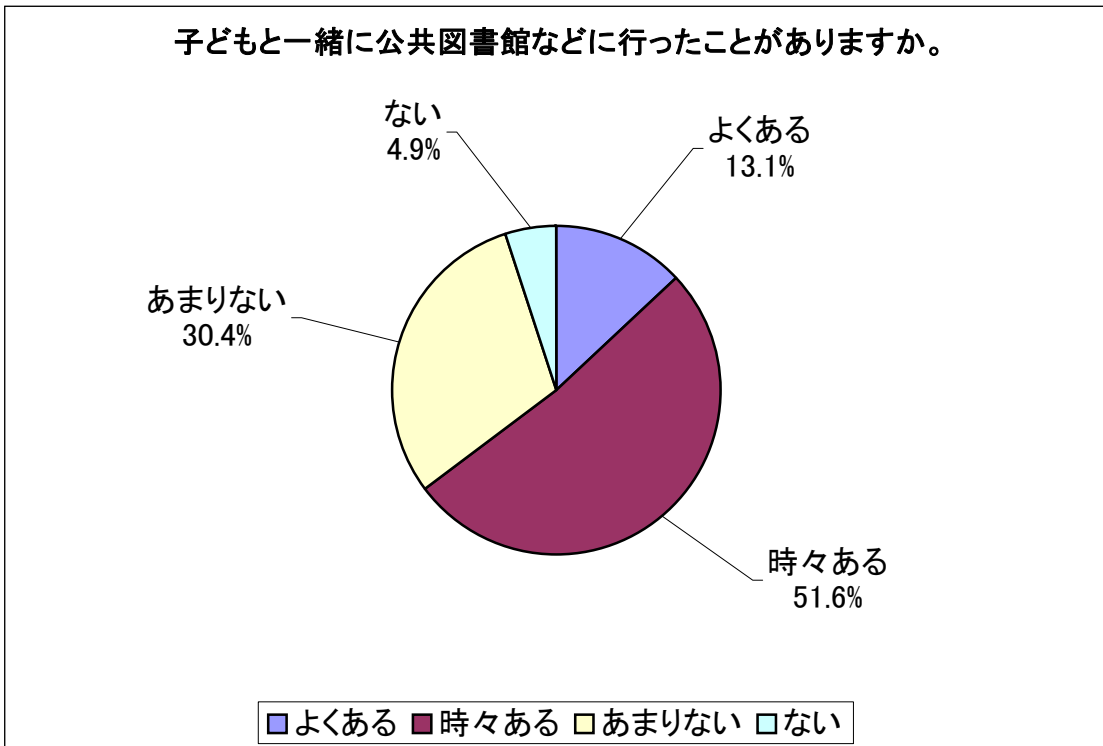
イ 読み聞かせの始期について



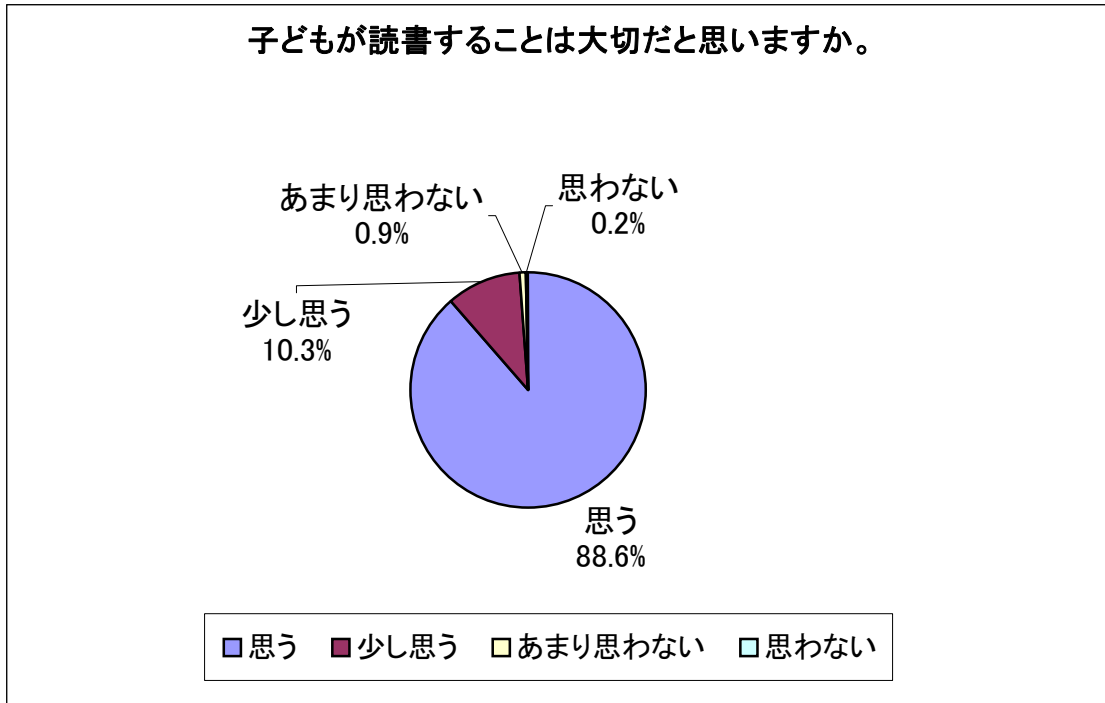
ウ 読み聞かせの終期について



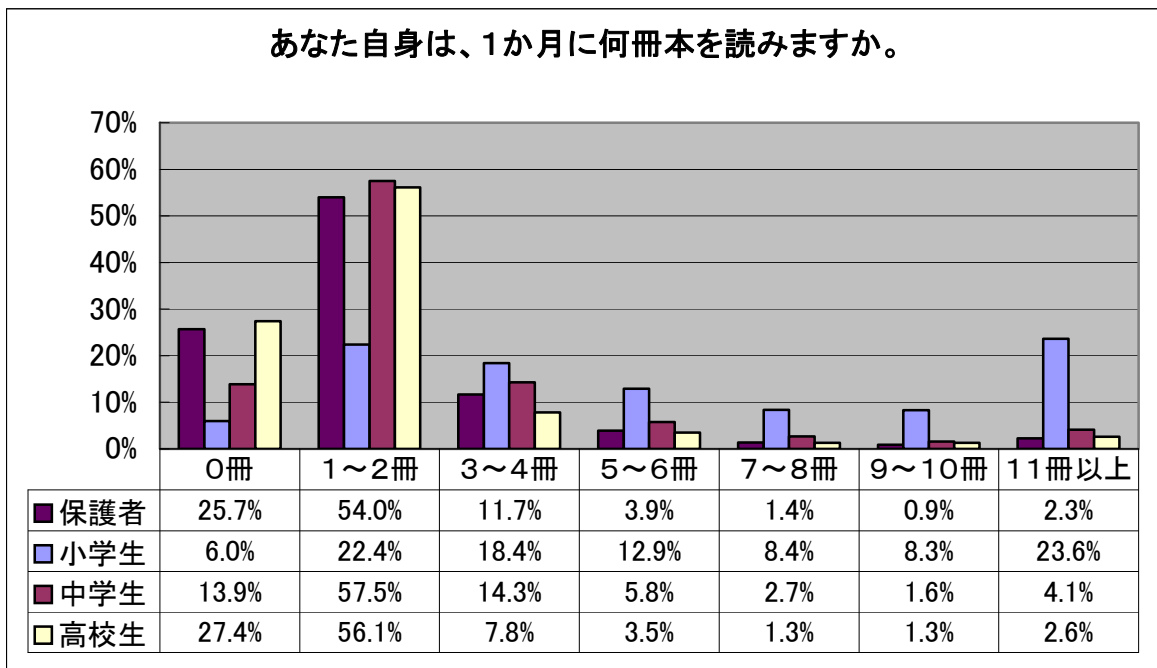
(2) 子どもと一緒に公共図書館などに行った経験について



(3) 子どもが読書することの大切さについて



(4) 保護者の読書状況（1か月の読書量）について（冊数）



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの

読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する衆議院における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めることにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要(抜粋)

(平成14年8月2日閣議決定)

1 基本計画策定の根拠等

- (1) 平成13年12月に議員立法により制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定・公表をした。
- (2) 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進する。
- (3) おおむね5年間(平成14年度～18年度)にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示す。

2 基本計画の概要

- (1) 家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供
 - 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
 - 図書館等でお話し会などの活動や関係機関と連携した取組の充実
 - 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
 - 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
 - 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書習慣の確立
- (2) 図書資料の整備などの諸条件の整備・充実
 - 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
 - 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
 - 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
 - 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備(公立義務教育諸学校について、平成14年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置)
 - 学校図書館の情報化の推進
 - 司書教諭の発令の促進、学校図書担当事務職員の配置やボランティアの協力
- (3) 学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進
 - 図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館等との連携・協力、地域の推進体制の整備等
- (4) 社会的気運醸成のための普及・啓発
 - 子ども読書の日(4月23日)を中心とした全国的な啓発広報
 - 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

愛知県子ども読書活動推進計画の概要

(平成16年3月16日公表)

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨と経緯

平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容を踏まえ、本県の実情を勘案し、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、今後の本県における子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するための指針として「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の期間

平成16年(2004年)年度からおおむね5年間

3 推進計画の性格

- (1) 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画であり、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示します。
- (2) 県民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、地域、学校のそれぞれが果たす役割を示します。
- (3) ボランティア活動やNPO活動など、県民の主体的な参加を促進する条件整備や県民相互の連携・協働の方向を示し、県民の主体的な活動の指針として役立ちたいことを目指します。
- (4) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、県内市町村が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を独自に策定するための指針となるものとします。

4 基本的な方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- (2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3) 子どもの読書活動の推進に関する理解と関心の普及

5 計画の構成

基本的な方針に沿い、子どもの読書活動を具体的に推進していくため、以下の4つの基本目標を設け、この基本目標を達成するため、それぞれの課題を明確にしたうえで、本県の実情を踏まえ、施策の方向性と取組を示します。

4つの基本目標

- (1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
- (4) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

6 施策体系（略）

第2章 推進のための方策

基本目標1：家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 図書館における子どもの読書活動の推進
- 3 公民館や児童館などにおける子どもの読書活動の推進
- 4 NPO・ボランティアグループなどの民間団体の活動に対する奨励
- 5 学校等における子どもの読書活動の推進

基本目標2：子どもの読書環境の整備・充実

- 6 地域における子どもの読書環境の整備
- 7 県図書館のサービスの充実
- 8 学校図書館等の整備・充実
- 9 図書館間協力等の推進

基本目標3：子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 10 「子ども読書の日」等における啓発広報事業の実施
- 11 各種情報の収集・提供
- 12 優れた取組の奨励、優良な図書の普及

基本目標4：子どもの読書活動推進体制の整備・充実

- 13 子どもの読書活動推進体制の整備
- 14 「子どもの読書活動推進ネットワーク」の形成

第3章 愛知県民のみなさまへ

子どもが自主的に楽しく読書に親しむことができるより良い環境づくりに向けて、子どもを取り巻くすべての県民への理解と協力の呼びかけ。

豊橋市子ども読書活動推進計画市民懇談会要綱

(設置)

第1条 豊橋市子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、豊橋市子ども読書活動推進計画市民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本市の子ども読書活動推進計画等について意見交換を行う。
- (2) 豊橋市子ども読書活動推進計画の策定に向け、提言を行う。

(委員の構成)

第3条 懇談会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、各種団体の構成、学識経験者及び公募者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱する日から平成17年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長の指名した者とし、会長が事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育部図書館において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

豊橋市子ども読書活動推進計画市民懇談会委員名簿

(委員50音順)

区分	氏名	区分
会長	中島 三郎	学識経験者
副会長 職務代理者	富安 健次	学識経験者
委員	荒木 登喜子	障害者（児）保護者等の代表
委員	兼子 知子	小学校・中学校教諭の代表
委員	鎌田 貴夫	幼稚園・保育園長の代表
委員	黒田 清彦	公募委員
委員	竹本 ゆりえ	公募委員
委員	梅野 恵子	公募委員
委員	平川 留美	小学校・中学校 PTA の代表
委員	丸地 建郎	地区市民館長の代表

豊橋市子ども読書活動推進計画市民懇談会の開催経緯

回数	開催日	内容
第1回	平成16年7月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、会長職務代理者の選任及び運営方法の審議 ・ 「子どもの読書活動推進計画に関する法律」など国・県の概要説明 ・ 市の計画策定について
第2回	平成16年8月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等における子ども読書活動の推進について ・ NPO、ボランティアとの活動、連携について
第3回	平成16年9月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域(公共図書館、生涯学習施設等)における子ども読書活動の推進について
第4回	平成16年10月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での子ども読書活動の推進について
第5回	平成16年11月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども読書活動の推進全般について ・ 自由討論
第6回	平成16年12月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書提出